

# STOP! 若者の消費者トラブル



## 啓発 CM を作ろう!



消費者トラブルから若者を守るための啓発 CM を考えます。  
作った CM は都のコンテストに応募できます。  
本講座は、東京都のコンテストとコラボレーションした消費者教育プログラムです。  
受賞作品は東京都の CM として発信されます。

日時・会場 令和4年**8月5日(金)** 春日町青少年館 (春日町 4-16-9) (一日制)  
**6日(土)** 南大泉青少年館 (南大泉 1-44-7) (一日制)  
どちらの会場も **14:00~15:30** 開場は、13:30から

参加費 **無料**

定員・対象 **各会場 20 名・中学生~29 歳以下の方(先着順)**

講師 **東京都消費生活総合センター職員**

申込 **電話またはファクス、電子メールで**  
①講座名「啓発 CM を作ろう！」  
②希望する会場(春日町青少年館または、南大泉青少年館)  
③住所、④氏名、⑤年齢  
⑥連絡先(電話番号または、電子メールアドレス)をお知らせください。

FAX 03-3998-5394

メールアドレス ✉ YOUTH1@city.nerima.tokyo.jp

※ 複数名でお申し込みの場合は、申込者全員の氏名、連絡先が必要となります。



**練馬区立春日町青少年館 ☎ 03-3998-5341(木曜日休館)**

春日町青少年館 大江戸線「練馬春日町駅」下車 A2 出口から徒歩 3 分  
南大泉青少年館 西武池袋線「保谷駅」下車 南口から徒歩 15 分

参考:成年年齢引下げ対策 消費者被害防止啓発事業

練馬区教育委員会主催事業に参加してコンテストに応募しよう!

# 東京都の発信するCMを作ろう!

## CMシナリオ・動画コンテスト

受賞作はプロが映像作品化 SNSで配信

1日ディレクター プロと一緒にCM制作

図書カード5万円分贈呈

次の3つのうちから1つ以上のメッセージを必ず盛り込む。

1 若者をターゲットにした悪質商法に引っかからないこと

2 契約するときには慎重になること

3 消費生活センターを活用すること

WebCMは15秒なので無理のない長さでご応募ください。

作品の最後に必ず「東京都消費生活総合センター」のワードを入れる

詳しくは特設WEBサイトをチェック!

成年年齢引下げ対策 消費者被害防止啓発事業 <https://cm-contest.jp>

審査員 アンバサダー

かもめんたる (お笑い芸人)

平 祐奈 (女優)

ねお (モデル兼クリエイター)

ヤバイTシャツ屋さん こやま たくや (クリエイター)

落合 陽一 (メテアアーティスト)

問い合わせ先 STOP!若者の消費者トラブル CMシナリオ・動画コンテスト 事務局

☎ 03-6821-3466 📄 <https://cm-contest.jp>

(受付時間/ 平日 10:00~18:00)

【応募期間】 令和4年6月1日~10月31日

東京都消費生活総合センター